

1 事前協議

(1) 建物の改修・新築の前に事前協議が必要です。

介護保険法による通所介護を実施する場合は、まず、老人福祉法に規定する「老人デイサービスセンター」でなければなりません。また、介護保険の事業者として指定を受けるにあたって、人員の基準、設備に関する基準が定められています。

新規に事業を行おうとする建物が設備基準等に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行います。

必ず、建物の建築又は改修の前に、事前協議を行ってください。基準に適合していない場合は補正が必要です。そのような場合は協議が長びくこととなりますので、期間に余裕をもって事前協議を行ってください。なお、事前協議には地域支援課への予約が必要です。

(2) 事前協議から指定までの流れ

事前協議予約（地域支援課まで：072-754-6256）

↓

事前協議（事前協議終了後、建築・改修を行ってください。）

↓

施設の建築・改修

↓

指定申請の予約（事業開始予定日の2ヶ月前までに行ってください。）

↓

指定申請書の提出（事業開始予定日の1ヶ月前までに行ってください。）

老人福祉法による届出の提出（同時）

↓

現地調査・指定時講習

↓

指定・事業開始

※ 指定にあたっては、原則として予め池田市地域密着型サービス事業運営委員会（年1～2回開催）に諮問し、意見を聞きます。（指定前に開催ができなかった場合は、指定以降の運営委員会）運営委員会の意見によっては、事業者に対し何らかの指摘や改善を求める場合があります。

(3) 事前協議に必要な書類

- ① 事前協議書（様式第1号）
- ② 地域密着型 通所介護事業計画書（協議様式1）
- ③ 地域密着型 通所介護事業企画書（協議様式2）
- ④ 地域密着型 通所介護施設整備チェックリスト（協議様式3）
- ⑤ 開発許可担当課および建築確認担当課との協議事項（協議様式4）
- ⑥ 消防署との協議記録（協議様式5）
- ⑦ 土地及び建物の図面（改修・新築の計画図面です）
- ⑧ 近隣の住宅地図等（施設周辺の様子がわかるもの）
- ⑨ 現況のカラー写真（紙に貼付け、又は電子ファイル出力）
- ⑩ 土地及び建物登記簿謄本（新築の場合、建物登記簿謄本を除く）
- ⑪ 賃貸借契約書（案）の写し（土地又は建物が賃貸の場合）

(協議様式4・5について)

既存の建物を使用する場合は、事前協議までに、以下の通り作成してください。

(新築の場合は、事前協議書類としては不要)。

- ・ 消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。事前協議までに必ず協議し、その結果を「協議様式5」に記載してください。
 - ※ 通所介護事業所の設備を利用し、「宿泊サービス」を実施する場合、スプリンクラーの設置等については、所管の消防署と協議し、その結果を「協議様式5」に記載すること。
- ・ 事業所設置場所の都市計画法上の区域(市街化区域 or 市街化調整区域)及び用途変更等建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、担当課と相談し、都市計画法上の区域及び建築基準法の手続きに関する協議結果を「協議様式4 開発許可担当課および建築確認担当課との協議事項」に記載してください(手続き不要の場合でも、その理由を記載)

2 申請に係る手数料

指定申請には、池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料条例に基づく以下の手数料が必要です。

- ① 地域密着型 通所介護のみの新規申請 30,000円
- ② 通所介護相当サービス(総合事業)を併せての新規申請 35,000円

※ 通所介護相当サービス(総合事業)は、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業

3 指定を受けるための要件

① 法人であること

② 事業所が、次の池田市条例及び規則に定める基準を満たしていること。

「池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年池田市条例第5号)

「池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(平成24年池田市規則第42号)

③ 地域密着型 通所介護と通所介護相当サービス(総合事業)を同時に行う場合

地域密着型 通所介護と通所介護相当サービス(総合事業)を同一事業所で同時に事業を実施することができます。この場合、地域密着型 通所介護の人員基準、設備基準を満たしていれば、通所介護相当サービス(総合事業)の人員基準、設備基準を満たしたものとします。

④ 名称について

類似名称使用の混乱を避けるため大阪府内で既に使用されている名称を使用しないでください。

地域密着型 通所介護と通所介護相当サービス(総合事業)を同一事業所で同時に事業を実施する場合は、同一名称で申請してください。

4 人員及び設備に関する基準について

○ 地域密着型 通所介護事業

一般型と療養型があります。

<一般型> 要介護者(要介護1~5)を対象にした通所介護事業(通所介護相当サービス(総合事業)と一体的に運営可)

<療養型> 難病等を有する重度要介護者又はがん末期の方で、サービス提供にあたり、常時看護師による観察が必要な方を対象にした利用定員9名以下の通所介護事業

地域密着型 通所介護事業 ・ 通所介護相当サービス（総合事業）

<一般型>

(1) 人員に関する配置基準

【利用定員が10名を超える場合】

| 職 種 | 資格要件 | 配置基準概要 |
|---------|---|--|
| 管理者 | なし | ・専らその職務に従事する常勤の者1名 |
| 生活相談員 | 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、※社会福祉主事、介護支援専門員 | ・地域密着型 通所介護の提供日ごとに、専ら当該地域密着型 通所介護の提供に当たる者を、勤務している時間数の合計数をサービス提供時間数で除して得た数が1以上確保 |
| 看護職員 | 看護師、准看護師 | ・地域密着型 通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図るものとし、その提供に当たる者1名以上 |
| 介護職員 | なし | ・地域密着型 通所介護の単位ごとに、専ら当該地域密着型 通所介護の提供に当たる者が勤務している時間数の合計数を、当該通所介護を提供している時間数で除した数が利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保 |
| 機能訓練指導員 | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（実務経験条件有） | ・1名以上 |

- 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤であること
- 確保すべき生活相談員の勤務時間数の計算式
提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 \geq 提供時間数
* 提供時間数=事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで
(サービスが提供されていない時刻を除く。)
- 確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式
利用者数15人まで：単位ごとに確保すべき勤務延時間数 \geq 平均提供時間数
利用者数16人以上：
単位ごとに確保すべき勤務延時間数 \geq ((利用者数-15) \div 5 + 1) \times 平均提供時間数
* 平均提供時間数=利用者ごとの提供時間数の合計 \div 利用者数
- 看護職員について、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、①営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、②提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携が確保されている場合は、確保されているものとする

【利用定員が10名以下の場合】

| 職 種 | 資格要件 | 配置基準概要 |
|--|---|---|
| 管理者 | なし | ・専らその職務に従事する常勤の者1名 |
| 生活相談員 | 社会福祉士、精神保健福祉士、 介護福祉士、※社会福祉主事、 介護支援専門員 | ・通所介護の提供日ごとに、専ら当該地域密着型 通所介護の提供に当たる者を、勤務している時間 数の合計数をサービス提供時間数で除して得た数 が1以上確保 |
| 看護職員 | 看護師、准看護師 | ・地域密着型 通所介護の単位ごとに、専ら当該 地域密着型 通所介護の提供に当たる者が勤務し ている時間数の合計数を、当該地域密着型 通所 介護を提供している時間数で除した数が1以上確 保 |
| 介護職員 | なし | |
| 機能訓練指導員 | 理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、看護師、准看 護師、柔道整復師、あん摩 マッサージ指圧師、はり師又 はきゅう師(実務経験条件有) | ・1名以上 |
| <p>○ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤であること</p> <p>○ 確保すべき生活相談員の勤務時間数の計算式 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数\geq提供時間数 * 提供時間数=事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで (サービスが提供されていない時刻を除く。)</p> <p>○ 確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式 単位ごとに確保すべき勤務延時間数\geq平均提供時間数</p> | | |

※ 社会福祉主事の証明を大学、短大の成績証明書で行う場合、厚生労働省の指定科目が、卒業年次で異なりますので、事前に証明書を発行した大学、短大又は、厚生労働省にご確認願います。

【注】

- ① 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。
- ② 「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

(2) 設備に関する基準

| 設 備 | 基 準 概 要 |
|--|--|
| 食堂 | ・それぞれ必要な広さを有すること（支障がない場合は同一の場所とすることも可） ・合計した面積が、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること ・狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可 |
| 機能訓練室 | |
| 静養室 | |
| 相談室 | ・遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること |
| 事務室 | |
| 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 | ・消防法その他の法令等に規定された設備が必要 |
| その他の設備及び備品 | ・通所介護の提供に必要なもの |
| ○ 静養室については、専用の部屋とし利用定員に対して（複数の利用者が同時に利用できる）適当な広さを確保してください。 | |
| ○ 事務室については、職員、設備備品を配置できる広さを確保してください。 | |

(その他の必要な設備の考え方)

| | |
|----|---|
| 便所 | ・介助を要する者の使用に適した構造・設備とすること（複数設置で、車いす用便所とすることが望ましい） ・緊急呼び出し等通報装置が設置されていること |
| 厨房 | （食事を提供する場合） ・環境衛生に配慮した設備とすること。（保存食の保存設備を設置することが望ましい） |
| 浴室 | （入浴介助を行う場合） ・介助者が介護しやすい仕様とすること ・手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮すること。 |

【注】

○ 設備は、専ら指定地域密着型 通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型 通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。

<療養通所介護>

(1) 人員に関する配置基準【利用定員9名以下に限る】

| 職 種 | | 資格要件 | 配置基準 |
|-------------------------|------|--|--|
| 管理者 | | 看護師（適切なサービスを行うために必要な知識・技能を有すること）、訪問看護に従事した経験 | ・専らその職務に従事する常勤の者1名 |
| 従業者 | 看護職員 | 看護師、准看護師 | ・その提供を行う時間帯を通じて専ら当該地域密着型療養通所介護の提供に当たる者が利用者の数1.5対1名以上 |
| | 介護職員 | なし | |
| ・従業者のうち1名以上は常勤の看護師であること | | | |

(2) 設備に関する基準

| 設 備 | 基 準 概 要 |
|-----------------------|---|
| 専用の部屋 | ・6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること ・明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること。 |
| 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 | ・消防法その他の法令等に規定された設備が必要 |
| その他の設備及び備品 | ・療養通所介護の提供に必要なもの |

(その他の必要な設備の考え方)

| | |
|-----|---|
| 事務室 | ・職員、設備備品を配置できる広さを確保すること |
| 相談室 | ・遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること |
| 便所 | ・介助を要する者の使用に適した身体障害者用の構造・設備とすること(最低1箇所以上) ・緊急呼び出し等通報装置が設置されていること |
| 厨房 | (食事を提供する場合) ・環境衛生に配慮した設備とすること。(保存食の保存設備を設置することが望ましい) |
| 浴室 | (入浴介助を行う場合) ・要介護者が入浴するのに適したものとすること。 |

【注】

- 設備は、専ら指定地域密着型 通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型 通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。